

# 真相

## その2

# 不正契約問題 事件の核心に迫る

## コンプライアンス違反の大学執行部の脆さが露呈

### 民主的大学運営があれば、

### 阻止できた

#### ■その日、何が起ったか？

事件の核心である第一二五回役員会（平成二二年五月十二日）で何が起ったかについては、ずいぶんのが明らかになってきました。この日、元副学長は安藤建設の担当者と自身とのやり取りの上で作成された複数の文書を持参し、学長印の押印を求めたとのこと。その結果、学長のゴム印と丸印が押された「地位譲渡に関する合意文書」のほか、学長の公印が押された役員会による「基本了承」を証する文書（以下では、「証明書」）が生まれました。証明書では、①地位譲渡に関する合意文書を安藤建設と締結すること、そして、②「承継可能な環境が整い次第」、安藤建設が米国企業と結んだ契約によって獲得した購入者としての地位を大学が承継すること等が「役員会にて基本了承された」とされています。

#### ■ずさんな原義書で契約か？

しかし、検討経緯から考えて、資金のメドも当該放射線部門の了解もなく、入札や文科省への説明も皆無な状況の中で、大学側と正式な合意に基づき「契約」が行われたことはあり得ないことです。

通常、意思決定過程における責任の所在を明確にするために、あらゆる場面で原義書を作成して、決裁が行われます。今回の「百億円に及び高額装置導入」のような重要事項であれば、学長に限らず理事らの決済印を要求する原義書が当然必要ですが、そのような原義書の存在は確認できていません。この点、安藤建設も契約が当初から有効に成立していたとはさすがに主張していません。だからといって、学長や理事らには責任がなかったということにはなりません。

#### ■学長・理事らの管理責任は重大

まずは、副学長が単独で行動できる状況を長期間にわたって作ったことについては、学長・理事にも責任があります。本件契約問題について、正式の会議で報告させ、しっかりとした議論をしていれば、副学長が単独で行動することもなかったでしょう（非公式な情報提供だけしかしないようだったら直ちに本件担当をやめさせるべきでした）。

次に、本件契約問題について正式の会議で議論がなされ、情報が共有されていれば、公印を押した「証明書」や学長ゴム印を押した「合意文書」が作られることはなかったでしょう。地位譲渡の合意文書と役員会による基本了承を証する文書をきちんと組織的に検討してさえいれば、これに学長印が押されることはなかったからです。

#### ■合意文書と証明書の矛盾

地位譲渡に関する合意文書によれば、安藤建設が譲渡の日を指定すれば一方的に治療装置の購入者としての地位が譲渡されることになっていました。

しかし、証明書では、「継承可能な環境」の成立を条件として、この地位を継承することになっています。「承継可能な環境」には、役員会と経営協議会による議決や放射線施設としての認可等の手続がふくまれているはず。これらの手続が終了しなければ、地位が継承されることはあり得ません。この矛盾は、どうして見過ごされたのでしょうか。

学長  
理事ら

# 学長選挙に臨む前に、責任をとるべき

無責任な大学運営を引き継ぐ候補は  
「高潔」な新学長にふさわしくない

教育改革 契約  
人事 意思決定

## 大学運営のルールを守らないツケ

### ■和訳もないずさんな契約

国際契約では、両国の言語の契約書がつきものです。このことは、大学間の国際交流の協定書でさえも守られています。にもかかわらず、安藤建設と米国企業との間の契約書として添付されているのは英文の契約書だけで、日本語訳が添付されていません。日本語訳もない契約書に決められた購入者としての地位を譲り受けるかどうかを決定することができるわけがありません。なぜこんなことに大学は気が付かなかったのでしょうか。

### ■何のチェック体制もない現学長・理事たち

その理由は、金額の大きさに見合った正規の検討体制と法的チェックの体制を大学（学長・理事たち）が整えていなかった、ということに尽きます。これらの体制が整ってさえいれば、譲り受けることになる地位の内容がそもそもわからない合意書や、矛盾を含む証明書に学長の私印や公印が押されることはあり得なかったでしょう。このような体制を整えようもしないまま契約交渉に参加した学長の責任は重大です。そして、契約交渉を傍観していた役員の実務責任も重大です。金額の大きさを考えれば、「非公式には知っていてはいたけれども、学長と副学長に任せただけから私には関係ない。」などは絶対に言えないはずで、「不正契約問題」を引き起こした現学長・理事は、その役割にあたる資格を失っています。

### ■元副学長の行動について

元副学長の行動に目を向ければ、大学の正式の手続も経ないで、公印を押した「証明書」を作成しようとし、さらに安藤建設の地位を承継するという重大な内容の「地位譲渡に関する合意文書」を作成しようとしたことも問題です。元副学長は、「学長の特命を受けて推進」（新潟日報、平成二十三年十月十三日）したと主張していますが、その前に、次のような疑問に答えるべきです。なぜ、地位譲渡に関する合意文書の内容を役員全員に丁寧に説明しなかったのか。なぜ、合意文書を理解するのに必要な安藤建設と米国企業との間の契約書の日本語訳を用意しなかったのか。そして、矛盾した内容を含む証明書をどのような経緯で作成したのか。

このままでは、難局を乗り切れない

第二次安倍内閣は、大学ガバナンスの抜本的な改革を行い、学長のリーダーシップを強化し、学長の選考方法等を見直し、さらには、教授会の役割を限定するなどの反動的な大学政策を押し付けようとしています。既に、新潟大学は法人化以降、学長の「強いリーダーシップ」を前面にだして運営されてきました。しかし、不正契約問題は、下條学長の誤ったリーダーシップの行使とそれを傍観しつづけた無責任な役員のもとで起こったのです。こうした「文科省追従型、無責任体制」を継承する候補でなく、構成員の声に耳を傾け、「不正契約問題」をきちんと解決し、民主的な改革を押し進める高潔な新学長を選出することが、新潟大学の未来にとって決定的に重要です。

もし、巨額な支払い請求に応じることになれば、新潟大学は存立の危機に立ちます。そうなれば学生の教育の機会が失われ、大学で働く全ての教職員とその家族の生活が破壊される恐れさえあります。すべての構成員が本当の意味で一致団結できる環境を整えることができ、私たちの先頭に立って新潟大学を守りぬく強い決意をもった学長を選ぶことが必要です。学問の自由は、大学自治により保障されます。新潟大学の自治を守る学長が必要です。

新潟大学問題特集 No. 4 (2013年8月2日)

新潟大学職員組合発行

新潟市中央区五十嵐2の町 8050

新潟大学厚生センター1F